

2022年6月9日

各位

株式会社松屋フーズホールディングス

週刊文春の記事について

株式会社文藝春秋（以下、「文藝春秋社」といいます。）が発行する「週刊文春」2022年6月16日号及び電子版において、「松屋 社員の死と従業員有志の“パワハラ告発”嘆願書」と題する記事（以下、「本件記事」といいます。）が掲載されました。

本件記事では、今年5月26日に亡くなった当社の男性社員の死亡を取り上げ、当該男性社員の死亡が、当社の現役従業員Aらが本社に労務環境の改善を求める嘆願書の提出前であったことを指摘し、「提出前に社員の死という悲劇が起きた」などというAのコメントが掲載されております。また、本件記事は、他社の従業員がパワハラを苦に焼身自殺したことを挙げ、当社でも同様の事態が生じるおそれがあるとする趣旨のAのコメントも掲載されております。

このような本件記事の内容や、本件記事の見出しなどから見ると、本件記事は、亡くなった男性社員の死亡が、あたかも、Aらが準備していたという嘆願書の内容（当社における過重労働やパワハラ）に起因するかのよう印象を強く与えるものになっております。

しかしながら、当社は、当該男性社員の死亡はプライベートに関することが要因であるご遺族から伺っており、当社における過重労働やパワハラが原因ではないと認識しております。そして、当社は、その旨を事前に文藝春秋社に対して書面で回答しております。

そうであるにもかかわらず、一般読者に対し、当社における過重労働やパワハラが原因で当該男性社員が死亡したかのような印象を与える本件記事の内容は、当該男性社員のご遺族への配慮を欠くばかりでなく、当社の社会的評価をも低下させるものであり、名誉毀損にあたる言わざるを得ません。

もとより、当社は、労務環境の改善やパワハラ防止に日々努めております。

当社は、本日付けで、文藝春秋社に対し、本件記事の削除及び謝罪広告等の掲載を求める旨の抗議文を提出しましたので、その旨ご報告いたします。

以上